

2024ICBA 第 13 号
令和 6 年 11 月 22 日

特定行政庁
指定確認検査機関
消防機関
建築確認審査ご担当者様

一般財団法人建築行政情報センター

建築確認審査オンライン化のための環境整備支援について（ご案内）

平素より、当財団の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在当財団では、建築確認及び消防同意手続のオンライン化を推進するための事業を行っております。オンライン化の推進には、提出図書の審査もモニター画面上で行われることが望ましいところ、そのような環境を整備しているケースは限定的な状況です。

そこでこの度、当該事業の一環として、大型モニターの導入支援を行うこととなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

提供内容：27 インチ液晶カラーモニター（解像度 1920×1080）

メーカー・型番はお申し込み数により販売業者と調整の上決定します。

対 象：電子申請受付を実施中又は開始しようとする特定行政庁、指定確認検査機関又は消防機関

提供条件：別紙「建築確認審査用大型モニター提供規約」参照

申込方法：お申し込みフォームの案内に従い、必要事項を送信してください。

<https://forms.gle/>(※非公開)

申 込 期 限：令和 6 年 12 月 13 日

提供開始時期：令和 7 年 1 月末より順次発送

応募多数の場合は申込内容等により提供先を限定させていただく場合がございます。折角応募いただいたにもかかわらず、ご要望に添えない結果となった場合は、提供時期までにその旨のご連絡を差し上げますので、何卒ご了承ください。

お問い合わせ先

一般財団法人建築行政情報センター 担当 小池、目黒

E-Mail：file-kikaku@icba.or.jp TEL：03-5225-7706

一般財団法人建築行政情報センター 建築確認審査用大型モニター提供規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という）による建築確認審査用大型モニターの提供事業（受付体制整備の一環である図面審査用大型モニターの導入を支援することにより、建築確認手続等に係るオンライン化を総合的に促進し、オンライン利用率の向上を図ることを目的とした国庫補助事業）に関して必要な事項を定め、大型モニターの導入から廃棄処分までの手続を円滑に進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 提供対象者 特定行政庁、指定確認検査機関及び消防機関の建築確認審査担当部署その他 ICBA が事業目的に照らして適切と認める者をいいます。
- 二 応募者 提供対象者のうち、ICBA の募集に応じて大型モニターの提供を希望した者をいいます。
- 三 利用予定者 応募者のうち、ICBA が大型モニターの提供先として決定したものをいいます。
- 四 利用者 利用予定者のうち、大型モニターの提供を受けた者をいいます。
- 五 提供済み大型モニター 利用者が ICBA から提供を受けた大型モニターをいいます。

(提供内容)

第3条 ICBA の提供する大型モニターの規格は 27 インチ又はこれに準ずるものとします。

- 2 モニター機器の付属品は、電源ケーブル、PC 接続ケーブル 1 本、スタンド、取扱説明書その他のメーカー付属品に準ずる構成とします。

(利用者決定方法)

第4条 ICBA は、提供対象者に直接伝達する方法によって募集します。

- 2 ICBA は、応募者が建築確認手続等に係るオンライン化を実施中若しくは開始しようとしていることを確認の上、利用予定者として決定します。
- 3 ICBA は、利用予定者を決定したときは、組織規模、審査体系等に応じて適切な大型モニターの提供台数を決定し、利用予定者に通知します。
- 4 利用予定者は、前項の通知に記載された提供台数をご承認いただけない場合は、ICBA にその旨を通知することにより応募を取り消すことができます。
- 5 ICBA は、第3項の通知後速やかに、大型モニターの発送手続を開始します。

(提供方法)

第5条 ICBA は、利用予定者があらかじめ指定した場所に、大型モニターをお送りします。

- 2 利用予定者は、大型モニターが到着したときは、ICBA の指定様式に必要事項を入力して電子メールにより送信するものとします。
- 3 前項の指定様式が ICBA に到達したことをもって、利用者と ICBA の間で大型モニターに係る使用貸借契約が成立するものとします。
- 4 前項の使用貸借契約において、利用者は ICBA に対し、金銭的対価を支払わないものとします。

(設置及び運用)

第6条 提供済み大型モニターの設置及びパソコンとの接続は利用者の責任で行うものとします。

- 2 パソコンの接続が特殊な場合その他の事情で第3条第2項に定める付属品以外の付属品が必要となったときは、利用者のご負担により調達するものとします。

3 大型モニターが故障したときは、ICBA は、大型モニターのメーカーの保証期間内に限り故障を修復する責任を負います。ただし、利用者の過失による故障についてはこの限りではありません。（利用者の責務）

第7条 利用者は、ICBA の求めに応じ、提供済み大型モニターの利用状況を報告及び建築確認等のオンライン化の状況等に係る調査に協力するものとします。（返却）

第8条 利用者は、随時、提供済み大型モニターを ICBA に返却することができます。ただし、返却に係る送料は利用者の負担とします。

2

利用者は、提供済み大型モニターについて、故障等の不具合により使用が困難となった場合であって、第6条第3項に定めるメーカーの保証期間を過ぎた場合は、利用者の判断により廃棄できるものとします。

附則

この規約は、令和6年11月22日から施行します。